

# 制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準

(平成17年11月1日管理者決裁)

(趣旨)

**第1条** この基準は、仙台市水道局制限付き一般競争入札実施要綱（平成8年3月29日管理者決裁。以下「要綱」という。）第6条第2項の規定に基づき、予定価格が1千万円以上3億円未満の制限付き一般競争入札の実施に当たって必要な入札参加資格の設定基準を定めるものとする。

(入札参加資格として設定しなければならない事項)

**第2条** 要綱第6条第1項第1号、第6号から第9号までに掲げる事項については、これを入札参加資格として設定しなければならない。

(施工実績)

**第3条** 要綱第6条第1項第10号に掲げる事項を入札参加資格とする場合にあつては、一定期間内（少なくとも過去10年以上とする。）における対象工事と同種の工事（以下「同種工事」という。）に係る一定規模以上の施工実績のあることを条件として求めるものとする。この場合において、施工実績として求める同種工事の規模については、対象工事の規模のおおむね3割以上を目途に個々に定めるものとする。

2 前項に定めるところにより施工実績として求める同種工事の規模を定めるにあつては、単に工事対象面積の割合のみにとられることなく、工事の種類に応じて施工階層数、施工対象物の高さなどの諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。

3 特殊な工事を行う場合で、同種工事の施工実績を有する者が特に限定されると認められる場合にあつては、第1項の規定にかかわらず、当該特殊な工事に類似する工事を同項に掲げる同種工事として指定することができる。この場合において必要とする工事の規模についても、第1項の規定によらずに定めることができる。

4 第1項の規定により入札参加資格として求める施工実績は、原則として建設工事の元請負人（共同企業体の場合は、出資比率が20%以上のときに限る。）としての実績に限るものとする。ただし、同種工事における一般的な発注形態として、専ら単独での発注が行われていない等、元請負人としての実績を求めないことに合理的な理由のある場合はこの限りでない。

5 特定の工法を用いなければならない工事の場合にあつては、第1項の規定に基づく一定規模以上の施工実績を必要とすることに加え、当該特定の工法による施工経験を有することを条件に付することができるものとする。

**第4条** 要綱第6条第1項第11号に掲げる事項を入札参加資格とする場合にあつては、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値（以下「総合評定値」という。）又は仙台市水道局契約業者指名基準（平成6年6月6日管理者決裁）第2条第1項に規定する格付評点（以下「格付評点」という。）が原則土木工事の場合は650点以上、建築工事の場合は600点以上、電気工事及び機械工事の場合は650点以上、水処理施設工事の場合は650点以上、その他の工事については600点以上であるという基準を設けるものとする。

2 前項に定めるところによる基準に加えて、格付評点又は総合評定値の上限を定め、これを入札参加資格として設定することができるものとする。

- 3 対象工事の施工場所の状況等により、工事施工中の安全管理を図るため特に高い施工能力を必要とする  
と認められる場合等、特別な事情があると認められる場合にあつては、第1項に掲げる数値を引き上げる  
ことができるものとする。

(地域要件)

**第5条** 要綱第6条第1項第3号から第5号に掲げる事項については、原則として同項第5号に掲げる条件  
を満たす者であることを入札参加資格として設定するものとする。ただし、次の各号に掲げる事情がある  
と認められる場合は、同項第3号又は第4号に掲げる条件を満たす者であることを入札参加資格として設  
定することができるものとする。

- (1) 要綱第6条第1項第5号に掲げる条件を満たす者では、対象工事の施工ができない恐れがあるとき
- (2) 同条件を満たす者のみでは、当該制限付き一般競争入札の実施にあたって、競争が行われるに十分な  
業者の数の確保ができない恐れがあるとき

(承継した施工実績に基づく入札参加申請)

**第6条** 相続、合併若しくは会社分割又は事業譲渡により当該工事種目に係る事業の全部を承継した相続人、  
新設会社、存続会社若しくは承継会社又は譲受人は、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が  
施工した工事を施工実績として入札参加申請をしようとする場合は、要綱第8条第2項第2号又は第11条  
第1項第2号の類似工事の施工実績調書に当該承継の事実を証する書類（あらかじめ競争入札参加資格審  
査申請書記載事項変更届により変更の申請をしたものに限る。）を添付しなければならない。

- 2 前項の場合において、被相続人、消滅会社若しくは分割会社又は譲渡人が有資格業者に対する指名停  
止に関する要綱（昭和60年11月1日管理者決裁）第2条第1項の規定による指名停止を受け、その期間  
が経過していないときは、その者の施工した工事を施工実績とすることはできないものとする。

附 則

この基準は、平成17年11月1日から実施する。

附 則 （平成19年7月30日改正）

(実施期日)

- 1 この基準は、平成19年7月30日から実施する  
(経過措置)
- 2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、平成19年7月30日以後に発注手  
続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成20年1月29日改正）

(実施期日)

- 1 この基準は、平成20年1月29日から実施する  
(経過措置)
- 2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、平成20年1月29日以後に発注手  
続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 （平成21年4月1日改正）

(実施期日)

- 1 この改正は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の制限付き一般競争入札に係る入札参加資格設定基準の規定は、平成21年4月1日以後に発注手続に着手する契約について適用し、同日前に発注手続に着手したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成23年4月1日改正)

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年12月25日改正)

この改正は、令和7年12月25日から実施する。